

『介護福祉経営士テキスト 基礎編Ⅱ 1巻』お詫びと訂正

『介護福祉経営士テキスト 基礎編Ⅱ 1巻』をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
 『介護福祉経営士テキスト 基礎編Ⅱ 1巻』におきまして、誤りがございました。
 謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり、訂正させていただきます。

日本医療企画

	誤	正
基礎編Ⅱ 1巻 p56、解答1	才:職域(保険) カ:地域(保険)	才:被扶養 カ:被扶養
基礎編Ⅱ 1巻 p56、解説1 ④ サシカエ	「職域保険」には、「健康保険法」に基づく全国健康保険協会管掌健康保険、組管掌健康保険等、船員保険法に基づく船員保険、国家公務員共済組合等があり、「地域保険」には、「国民健康保険法」に基づく市町村国民健康保険、国民健康保険組合(医師、土木建設等)、後期高齢者医療制度等がある。	医療保険適用の対象となるのは、被保険者と被扶養者である。医療保険は企業・団体で使用される者(会社員、公務員など)を対象とする「職域保険」と、職域保険に加入していない地域住民(自営業者、農林水産業者など)を対象とする「地域保険」に分けられる。職域保険においては、被保険者とは保険料を納付している被用者であり、被扶養者とは主に被保険者の収入により生計を維持されている者をいう(※細かい規定・要件あり)。地域保険においては、被扶養者という概念はなく、世帯主・世帯員ともに被保険者となる。